
鎌ヶ谷市基本構想

(案)

令和元年 月

鎌ヶ谷市

はじめに

1 目的

本市におけるまちづくりの指針は、鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する条例に基づき、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する総合基本計画に示しています。

この基本構想は、本市のまちづくりの基本理念、本市が目指す将来の姿、これを実現するための基本目標を示すことで、市民、事業者、行政などが一体となってまちづくりを進めるための基本的な指針となるものです。

2 目標年度及び計画期間

基本構想は、令和3年度を初年度とし、令和14年度までを目標年度とします。

なお、総合基本計画の構成と計画期間は、次のとおりとします。

《総合基本計画の構成及び計画期間》

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
基本構想	基本構想（12年間）											
基本計画	前期基本計画（6年間）						後期基本計画（6年間）					
実施計画	前期実施計画（6年間）						後期実施計画（6年間）					
				前期実施計画《補正版》（3年間）						後期実施計画《補正版》（3年間）		

※ 実施計画は、計画期間を6年間とし、3年ごとに補正版として見直しを行います。

第1章 まちづくりの基本理念

みんなで作るふるさと 鎌ヶ谷

本市は、昭和52年に策定した基本構想において、「人間尊重・市民生活優先」をまちづくりの基本理念に設定し、これまで引き継いできました。

このまちづくりの基本理念には、急激な人口増加に伴って都市化が進んだ中においても、市民一人ひとりの持つ権利と役割を尊重しながら、すべての市民が、健康で生きがいを持ち、便利で快適に、安心して生涯を過ごすことができるといった市民生活を優先したまちづくりを実現していくという考えが込められています。

この人間尊重・市民生活優先の考え方は、行政運営にあたって変わることのない普遍的なものとなりますが、人口が急激に増加した当時のまちづくりの時代を反映した行政主導型の側面があります。

一方で、平成23年度にスタートした前総合基本計画の後期基本計画では、高齢化に伴う社会保障費の増加などを要因に、厳しい財政状況を迎える中、市民と行政がまちづくりの目標を共有し、市民との協働で達成する計画にしたところです。

今後のまちづくりにおいても、人口減少、少子高齢化は避けられない状況にあり、人材の確保、財政運営など課題が生じることが予想されます。

そのような中、まちづくりの主体となる市民、事業者、行政が、鎌ヶ谷市に誇りと愛着を持ち、地域の中でともに支え合いながら、「自分たちのまちは、自分たちでつくる！」という姿勢のもと、協働・連携を深めながら、地域の課題を解決していく必要があります。

その上で、私たちのふるさと鎌ヶ谷が誰もが幸せと希望を感じることでできるまちであり続けることが、皆の願いであり、その想いをまちづくりの基本理念とします。

第2章 鎌ヶ谷市が目指す将来の姿（都市像）

人と緑・産業が共生する 未来へひろがる 鎌ヶ谷

本市は、昭和62年以来、めざすべき都市像を「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」として、これまでまちづくりを進めてきました。

このおよそ30年の間に、都市基盤整備として、新鎌ヶ谷駅の開業、東武野田線及び新京成線の高架化、新鎌ヶ谷周辺地区の整備、成田スカイアクセスの開通、都市計画道路の整備などに取り組むことで、鎌ヶ谷市の街並みは大きく変化して来ています。

さらに、北千葉道路の事業化により広域交流拠点として、まちづくりは一段と飛躍する機会が訪れています。

また、社会経済情勢の変化に対応するため、待機児童対策及び子育て支援策の推進、教育環境の充実、市内公共施設の耐震化、学校給食センター及び市民会館の設置など、様々な事業に積極的に取り組んで来ました。

一方、市内には、自然環境や農地などの緑が大切に保全・育成され、鎌ヶ谷市の魅力ある街並みを印象付けるものとなっています。また、本市は、常に人と人との繋がりやまとまりを大切にすることで、次世代を担う子ども達や、地域における市民公益活動、スポーツ、文化活動、市民同士の交流等を通じて、多くの人や団体が育っています。

このような、全市一体となったまちづくりへの取組みを踏まえて、今後の目指す都市像は、「人と緑・産業が共生する 未来へひろがる 鎌ヶ谷」とします。

この都市像には、まちが一段とにぎわいを増していく中でも、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代の人々が、住み慣れた地域の中で、安心して暮らし、学び、活躍するとともに、これまで受け継いできた緑を大切にしたいという思いを込めています。

この都市像を目指すまちづくりによって、市内外の人々にとって、住みたい、住み続けたい、訪れてみたいと思えるまちの実現を目指します。

第3章 基本目標

鎌ヶ谷市が目指す将来の姿を実現するため、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標1 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち (保健・福祉)

少子高齢化の進展、核家族化の進行などによる地域コミュニティの希薄化、地域における支え合いの基盤が低下するなど地域社会が変化中、住民相互の支え合い機能と公的支援の連携を強化し、『誰もが健康でいきいきと暮らせるまち』を目指します。

そのため、生活に身近な地域において、市民同士が世代を超えてつながり、相互に役割を持ち、支え合う環境を構築することにより、安心してその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の形成を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域の中で生きがいを持ち、元気でいきいきと暮らせる地域づくりを推進するとともに、障がいのある人もない人も、互いに認め合い、ともに暮らせる社会を実現することで、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりが健康意識の向上を図り、健康の維持増進に取り組むとともに、健康寿命の延伸を図り、生涯にわたり健康で幸せに暮らせるよう、それぞれの生活や年代に応じた健康づくりを推進します。



基本目標 2 子どもの生きる力をはぐくむまち

(子育て・教育)

子どもやその家庭を取り巻く環境が変化する中、学校・家庭・地域・行政などが一体となって、子どもと子育て家庭に対する切れ目のない支援と学校教育の充実を図ることで、『子どもの生きる力をはぐくむまち』を目指します。

そのため、妊娠、出産、子育てまでの支援体制の充実や子どもが健やかに成長できる支援に取り組むなど、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

また、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな学習環境づくりに取り組むとともに、安全かつ快適な学習環境のもと、主体的に考え判断し行動できるよう生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）が育まれる学校教育の充実を推進します。

さらに、家庭、学校、地域、行政と連携を図りながら、青少年が地域社会との交流や様々な経験を通して、豊かな人間性と創造性を育み、地域で健やかに育つことができる環境づくりを推進します。



基本目標3 自然と調和した 災害に強いまち

(安全・環境)

地球温暖化による気候変動、地震などの自然災害の脅威が増す中、災害から市民の生命、身体、財産を守るとともに、自然にやさしい良好な環境を保全及び創造することで、『自然と調和した災害に強いまち』を目指します。

そのため、自然災害の被害を最小限に抑えるよう、自助、共助、公助の連携による市内全域の防災力の向上を図るとともに、迅速かつ的確な消防活動を遂行するため、消防・救急体制の充実を推進します。

また、市民、地域、関係機関による防犯活動を促進することで、犯罪を未然に防止し、市民が安心して暮らせるための安全で安心なまちの実現を推進します。

さらに、将来の世代のために、限りある資源の有効活用と廃棄物の発生を抑制し、環境へ配慮した持続可能な循環型社会の構築を推進します。



基本目標4 にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち

(都市基盤整備・産業)

将来にわたって、緑豊かな住みよい住宅都市として発展し続けるためには、私鉄4路線による8つの駅を有する利便性の高さを活かし、緑と調和した景観形成や緑地の保全を図りながら、魅力あるコンパクトなまちづくりを目指すとともに、商工業の活性化や持続可能な都市農業を構築することで、『にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち』を目指します。

そのため、安全で快適な生活を営み、良好な都市環境を推進するため、沿道地域や周辺の土地利用に配慮した都市計画道路等の整備を行うとともに、道路の適正な維持管理を推進します。

また、公共交通機関の利便性向上や都市交通によるネットワークの充実を図るとともに、安定したライフラインの供給や治水対策の推進を図り、安全で快適な居住環境の構築を推進します。

さらに、農地は、農産物の供給のほか、良好な環境の保全や景観形成、緑の確保など多様な機能を有していることから、この機能を最大限発揮するとともに、農産物のブランド化、地産地消の仕組みづくりなど、農業経営の安定と振興を推進します。

また、商工業については、企業の生産性向上を支援するほか、創業支援や企業誘致等に取り組むことで、市民の雇用拡大を推進するとともに、商工会など関係団体と連携し、駅前空間等のにぎわいと交流を創出し、商業拠点の活性化を推進します。



基本目標5 豊かな心と生きがいを実感できるまち

(文化スポーツ・生涯学習)

少子高齢化の進展、健康寿命の延伸、ライフスタイルが変化する中、誰もが生涯にわたって学習やスポーツに取り組むとともに、歴史・文化に触れることで、『豊かな心と生きがいを実感できるまち』を目指します。

そのため、良質な芸術・文化に触れる機会を創出するとともに、市民自ら参画・発信することで、市民の創造性を育み、その表現力を高め、心豊かな社会の形成を推進します。

また、学習やスポーツを通じて、地域づくりの担い手を育成することにより、地域活動による交流機会やにぎわいの創出を推進します。

さらに、地域資源となるプロスポーツ団体と連携した事業を推進し、市の魅力向上とにぎわいの創出を推進します。



第4章 基本構想の実現に向けて

急激な少子高齢化に伴い、我が国が人口減少時代に突入した今、本市においても、人口減少に対する効果的な対策を講じなければ、近い将来人口が減少することが予想されます。

これにより、生産年齢人口の減少、社会保障費の増加に伴う厳しい財政状況が見込まれ、また、公共施設の老朽化など、今後乗り越えなければならない多くの課題があります。

そのため、引き続き不断の行財政改革を推進するとともに、将来を見据えた持続可能な行財政運営を積極的に推進する必要があります。

また、市民、自治会、市民公益活動団体、事業者、行政など多様な主体が、それぞれの役割と責任のもと、地域社会に共通する課題の解決、目指す目標の実現に向けて協力し、主体性と独自性を発揮しながら協働によるまちづくりを推進します。

さらに、福祉、環境、防犯、防災、まちづくりなどに大きな役割を担っている自治会等による地域コミュニティの活性化を図るとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって様々な分野の活動に参画する機会が確保され、ともに社会の利益を享受できる社会づくりを推進します。

